



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*27 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政管理課) ..... 1

### ○ 訓令

\*24 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政管理課) ..... 2

## 規 則

### 和歌山県規則第27号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(所長、課長等) 第212条 次の表の左欄に掲げる地方機関 (振興局を除く。以下この条において同じ。) の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。			(所長、課長等) 第212条 次の表の左欄に掲げる地方機関 (振興局を除く。以下この条において同じ。) の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		
組織	職	職務	組織	職	職務
地方機関	所長 (校にあっては校長、場にあつては場長、園にあつては園長、文書館にあつては館長、こころの医療センターにあつては院長、高等看護学院及び産業技術専門学院にあつては学院長、なぎ看護学校にあつては学校長。次項の表において「所長」という。)	略	地方機関	所長 (校にあっては校長、場にあつては場長、園にあつては園長、文書館にあつては次長、こころの医療センターにあつては院長、高等看護学院及び産業技術専門学院にあつては学院長、なぎ看護学校にあつては学校長。次項の表において「所長」という。)	略
略			略		

2 略

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第24号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程（昭和63年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(代決) 第8条 決裁者が不在の時は、次の表に掲げる第1順位者が代決し、決裁者及び第1順位者がともに不在の時は、同表に掲げる第2順位者が代決することができる。				(代決) 第8条 決裁者が不在の時は、次の表に掲げる第1順位者が代決し、決裁者及び第1順位者がともに不在の時は、同表に掲げる第2順位者が代決することができる。			
区分	決裁者	代決者		区分	決裁者	代決者	
		第1順位者	第2順位者			第1順位者	第2順位者
略				略			
県税事務所	略			県税事務所	略		
略				文書館	次長	次長の指名する職員	
略				略			
2～5 略				2～5 略			
別表第2（第3条関係） 地方機関の長個別専決事項				別表第2（第3条関係） 地方機関の長個別専決事項			
専決者	専決事項			専決者	専決事項		
略				略			
文書館長	略			文書館次長	略		
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。